

I 学校教育の重点

1 幼稚園教育

- ・ 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう教育課程を編成し、調和のとれた指導計画の作成及び計画的な環境の構成と援助の工夫に努める。
- ・ 幼児教育の充実を図るため、幼稚園生活全体において、遊びを通しての総合的な指導に努める。
- ・ 幼児一人一人の特性に応じ、幼児の発達の課題に即した指導方法の改善に努める。
- ・ 自然な生活の流れの中で、直接的・具体的な体験を通して、自ら健康で安全な生活をつくり出す力、自立心や人と関わる力、言葉に対する感覚や言葉で表現する力等の育成に努める。
- ・ 家庭や地域社会と連携を図り、地域に開かれた幼稚園づくりを推進するとともに、教育活動その他の学校運営の状況についての情報公開に努める。

2 小学校教育

➤ 国語科

- ・ 言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 言葉の特徴や使い方、話や文章に含まれている情報の扱い方、我が国の言語文化に関することなど、日常生活に必要な国語についてその特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- ・ 互いの立場や考えを尊重し、言語を通して正確に理解したり適切に表現したりできるよう、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、論理的に思考する力や豊かに想像する力を養う。
- ・ 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、我が国の歴史の中で育まれてきた国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。
- ・ 指導の効果を高めるため、コンピュータや情報通信ネットワークなどICTを積極的に活用する機会を設ける。また、学校図書館などを目的をもって計画的に利用し、学校図書館の学習センター・情報センター・読書センターとしての機能の活用を図る。

➤ 社会科

- ・ 課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して、社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べ、問題解決に沿ってまとめる技能を身に付けるようにする。

第2章 学校教育

- ・ 社会的事象の特色や相互の関連、意味を複数の立場や意見を踏まえて考えるなど多角的に考えたり、現代社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- ・ 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。
- ・ 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うよう努める。

➤ 算数科

- ・ 事象を数理的に捉えて、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を通して、数学的に考える資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 児童が、数量や図形などについての基礎的・基本的な内容の習得を重視するとともに、その背景にある概念や性質についての理解を深めながら、確かな知識及び技能を身に付けることができるようにする。
- ・ 児童が、日常の事象を数理的に捉え、見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を育成する。
- ・ 数学的活動の楽しさや数学の価値、算数を学習する意義に気づき、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を育成する。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育成するため、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにする。また、数量や図形についての感覚を豊かにしたり、表やグラフを用いて表現する力を高めたりするなどのため、必要な場面においてコンピュータなどを適切に活用する機会を設ける。

➤ 理科

- ・ 見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 問題解決の過程を通して、自然の事物・現象についての理解を図るとともに、器具や機器などを目的に応じて工夫して扱い、観察、実験の過程やそこから得られた結果を適切に記録するなどの観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けることができるようにする。
- ・ 児童が自然の事物・現象に親しむ中で興味・関心をもち、そこから問題を見だし、予想や仮説を基に観察、実験などを行い、結果を整理し、その結果を基に結論を導き出すといった問題解決の過程の中で、問題解決の力を育成する。
- ・ 生物の栽培、飼育、観察などの体験活動を通して、生物を愛護しようとする態度や生命を尊重し

ようとする態度を育み、自然を愛する心情を涵養するとともに、一連の問題解決の活動を、児童自らが主体的に行おうとする態度を育成する。

- ・ 観察、実験などの指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用することによって学習の一層の充実を図る。

➤ 生活科

- ・ 具体的な活動や体験を通して、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴や価値、それぞれの関係や関連に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- ・ 身近な人々、社会及び自然について、自分とどのような関係があるのかを意識しながら考え、他者と伝え合ったり、振り返ったりすることができるようにする。
- ・ 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、活動の楽しさや自分自身の成長などを感じ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。
- ・ 児童が身近な環境と直接関わる活動や体験を楽しむことを大切にするとともに、コンピュータなどの情報機器について、児童の発達段階や特性に応じて適切に活用する機会を設ける。

➤ 音楽科

- ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 音楽の雰囲気や表情、味わいである曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、児童の思いや意図に合った、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- ・ 曲の特徴にふさわしい音楽表現を試しながら考え、どのように表現するかについて思いや意図をもって音楽表現を工夫することや、自分にとっての音楽のよさや面白さなどを見だし、曲全体を味わって聴くことができるようにする。
- ・ 友達と気持ちを合わせて音楽表現をしたり、いろいろな感じ方や考え方等に接したりして、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、我が国や諸外国の様々な音楽、及び様々な音楽活動に関心をもち、積極的に関わっていこうとする音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。
- ・ 他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考・判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図り、児童が様々な感性を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用する。

➤ 図画工作科

- ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 一人一人が感性や想像力を働かせて、形や色などを感じ取ったり考えたり、自分なりに理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることがで

きるようにする。

- ・ 表現したり鑑賞したりするときに生じた感情や気持ちなどのよさや美しさ、面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- ・ 感性を働かせながら作品などをつくったり見たりする活動を通して、つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。
- ・ 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにするとともに、コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用する。

➤ 家庭科

- ・ 衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能を身に付けるようにする。
- ・ 既習の知識及び技能や生活経験を基に日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- ・ 家庭生活への関心を高め、衣食住を中心とした生活の営みを大切にしようとする意欲や態度を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。
- ・ 指導の効果を高めるため、児童の発達段階や学習のねらいを考慮するとともに、調理、製作等の実習や、観察・実験など、それぞれの特徴を生かした適切な活動を設定し、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、情報の収集・整理や実践結果の発表などを行う機会を設ける。

➤ 体育科

- ・ 課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくために基礎となる各種の運動の基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- ・ 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、言葉や文章及び動作などで表したり、理由を添えて伝えたりするなど他者に伝える力を養う。
- ・ 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、健康で活力に満ちた楽しく明るい生活を営む態度を養う。
- ・ 学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度に応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫する。また、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、各領域の特質に応じた学習活動を行うことができるように工夫する。

▶ 外国語活動・外国語科

- ・ 外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 日本語と外国語の音声の違いにとどまらず、文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについても日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- ・ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、学校の友達や教師、家族、身の回りの物や自分が大切にしている物、学校や家庭での出来事や日常生活で起こることなど身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- ・ 外国語の背景にある文化だけでなく英語を使ってコミュニケーションを図る人々の文化についても理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
- ・ 児童の興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図るため、児童が身に付けるべき資質・能力や児童の実態、教材の内容などに応じて、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用する。

▶ 特別の教科 道徳

- ・ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を進めるとともに、児童や学校の実態に即した指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つつけたりすることができるよう工夫し、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 児童が、多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。
- ・ 児童の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ・ 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める。
- ・ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

▶ 特別活動

- ・ 集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、特別活動における資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成することができるよう、多様な

他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

- ・ よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとすることができるよう、集団や自己の生活及び人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ・ 集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を見いだし、よりよく改善しようとすることができるよう、自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- ・ 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動の充実を図る。

➤ 総合的な学習の時間

- ・ 横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 探究的な学習の過程において、課題の解決に取り組む中で知った様々な事柄や考えについて、取捨・選択し、既にもっている知識や体験と結び付けるなどして必要な知識を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- ・ 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で立てた課題の解決に向けて、情報手段を意図的・計画的に用いるなどして情報を集め、その情報について整理・分析し、自分の考えをまとめ・表現することができるようにする。その際、35時間の範囲内で教育課程に位置付けた「ひろしま学びの時間」において、旧言語・数理運用科の教材や学び方を生かすよう工夫する。
- ・ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの資質・能力を認め合い、相互に生かし合う関係を築くなど、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなど多様な情報手段を適切かつ効果的に、そして主体的に選択し活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する。また、学習を深められるよう、自然体験や社会体験、ものづくりなどの体験的な学習を探究的な学習の過程に、適切に位置付けるようにする。

3 中学校教育

➤ 国語科

- ・ 言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 言葉の特徴や使い方、話や文章に含まれている情報の扱い方、我が国の言語文化に関することなど、社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- ・ 互いの立場や考えを尊重し、言語を通して正確に理解したり適切に表現したりできるよう、社会

生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、論理的に思考する力や豊かに想像する力を養う。

- ・ 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の歴史の中で育まれてきた国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。
- ・ 指導の効果を高めるため、コンピュータや情報通信ネットワークなどICTを積極的に活用する機会を設ける。また、学校図書館を目的をもって計画的に利用し、学校図書館の学習センター・情報センター・読書センターとしての機能の活用を図る。

➤ 社会科

- ・ 課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関する基礎的・基本的な知識を確実に習得しながら、既得の知識と関連付けたり組み合わせたりすることにより、社会における様々な場面で活用できる概念等に関する知識として獲得するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- ・ 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- ・ 社会的事象について、主体的に調べ分かつようとして学習上の課題を意欲的に解決しようとする態度や、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。
- ・ 生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるよう、情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを用いた情報手段の活用を図る。

➤ 数学科

- ・ 数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、様々な日常や社会の事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けることができるようにする。
- ・ 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりする学習活動を通して、数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- ・ 事象に潜む法則を見つけたり、観察や操作、実験などによって数や図形の性質などを見いだしたりする活動等を通して、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や

第2章 学校教育

学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。

- ・ 学習効果を高めるため、デジタル教科書、コンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用する。

➤ 理科

- ・ 見通しをもって観察・実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 日常生活や社会との関わりの中で、科学を学ぶ楽しさや有用性を実感しながら、自然の事物・現象に対する概念や原理・法則の理解を図るとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- ・ 自然の事物・現象の中に問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈するなどの活動を行い、科学的に探究する力を養う。
- ・ 自然体験の大切さや日常生活や社会における科学の有用性を実感させ、自然の事物・事象に進んで関わり、主体的に探究しようとする態度を養う。
- ・ 観察、実験、野外観察を重視し、地域の環境や学校の実態を生かすとともに、観察、実験の過程での情報の検索、データの処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用する。

➤ 音楽科

- ・ 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するために、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 音楽の雰囲気や表情、味わいである曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- ・ 曲の特徴にふさわしい音楽表現を試しながら考え、どのように表現するかについて思いや意図をもって音楽表現を工夫することや、自分にとっての音楽のよさや美しさなどを見だし、曲全体を味わって聴くことができるようにする。
- ・ 他者と一緒に音楽表現をしたり、音楽を聴いたりして音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。
- ・ 他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考・判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図るとともに、生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用する。

➤ 美術科

- ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 形や色彩、心に思い浮かべる情景や全体のイメージなど、対象や事象を捉えるために必要となる視点について理解するとともに、表現の意図に応じて様々な技能を応用するなど表現方法を創意工

夫し、創造的に表すことができるようにする。

- ・ 造形的なよさや美しさ、作品に込められた表現の意図と工夫、生活や社会を心豊かにする造形や美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- ・ 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。
- ・ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図る。また、生徒の表現の能力を一層豊かに育成するため、日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにする。

➤ 保健体育科

- ・ 課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 運動の楽しさや喜びを味わうことや、心身の健康の保持増進のために、各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- ・ 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて、習得した知識及び技能を活用して思考し判断するとともに、言葉や文章、動作などで他者に伝える力を養う。
- ・ 運動やスポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択できるなど、生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、主体的に明るく豊かな生活を営む態度を養う。
- ・ 情報モラル等にも配慮した上で、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、各分野の特質に応じた学習活動を行う。

➤ 技術・家庭科

- ・ 生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 生徒が自立して主体的な生活を営むために必要とされる技術分野、家庭分野それぞれの生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- ・ 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなど、どのような問題に直面しようとも自分なりの判断をして課題を解決する力を養う。
- ・ 安心、安全で豊かな生活の実現や、環境保全と利便性が両立した持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。
- ・ 指導の効果を高めるため、製作、制作、育成、調理等の実習や、観察・実験、見学、調査・研究など、それぞれの特徴を生かした適切な学習活動を設定し、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行う機会を設ける。

▶ 外国語（英語）科

- ・ 外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。
- ・ コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。
- ・ 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、コミュニケーションの相手となる聞き手、読み手、話し手、書き手に対して配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
- ・ 身に付けるべき資質・能力や生徒の実態、教材の内容などに応じて、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し、生徒の興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図る。

▶ 特別の教科 道徳

- ・ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を進めるとともに、生徒や学校の実態に即した指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つけたりすることができるよう工夫し、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 生徒が、多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。
- ・ 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ・ 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める。
- ・ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

▶ 特別活動

- ・ 集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、特別活動における資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成することができるよう、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ・ よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする

ることができるよう、集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

- ・ 集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとすることができるよう、自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- ・ 異年齢集団による交流を重視するとともに、地域の方々との交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び協同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動の充実を図る。

➤ 総合的な学習の時間

- ・ 横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 探究的な学習の過程において、課題の解決に取り組む中で知った様々な事柄や考えについて、取捨・選択し、既にもっている知識や体験と結びつけるなどして必要な知識を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- ・ 実社会や実生活の中から問いを見出し、自分で立てた課題の解決に向けて、情報手段を意図的・計画的に用いるなどして情報を集め、その情報について整理・分析し、自分の考えをまとめ・表現することができるようにする。その際、35時間の範囲内で教育課程に位置付けた「ひろしま学びの時間」において、旧言語・数理運用科の教材や学び方を生かすよう工夫する。
- ・ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの資質・能力を認め合い、相互に生かす関係構築など、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなど多様な情報手段を適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する。また、学習を深められるよう、自然体験や職場体験活動、ものづくりなど、様々な学習活動を積極的に行う。

4 高等学校教育

本市が設置する高等学校は7校あり、普通科の高等学校4校（全て全日制課程）、商業科の高等学校1校（全日制課程）、工業科の高等学校1校（全日制課程）、総合学科の高等学校1校（定時制課程及び通信制課程併置）である。

各高等学校において特色ある取組をしており、さらに「魅力ある高校づくり」を推進するため、平成28年11月に策定した「広島市ハイスクールビジョン」及び平成29年1月に策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、市立高等学校共通の取組の推進やその魅力の発信、各校専門コース等の充実を図ることとしている。

➤ 基町高等学校 〈令和6年度広島市立学校研究指定校（学力向上実践研究校）〉

創 立：昭和17年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース
普通科・創造表現コース

生徒数(令和6年度)：1,084人

〈特色〉

学術や芸術文化の習得と探究を通じて、自己の能力と人格を主体的に磨き、優れた知性と品格、生涯にわたって学び続ける力を身に付けることにより、多様化が進む時代の中で、人類の幸福に貢献する崇高な志と未来を切り拓く豊かな創造力を持った有為な人物を育成することを教育目標に掲げている普通科の高等学校である。平成11年に創造表現コースを設置し、芸術の専門性を高めるために、様々な作品展や展覧会を開催するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 舟入高等学校 〈令和6年度広島市立学校研究指定校（特色ある教育実践研究校）〉

創 立：昭和24年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース
普通科・国際コミュニケーションコース

生徒数(令和6年度)：960人

〈特色〉

豊かな人間性に基づく確かな学力を育むことを目指す普通科の高等学校である。広い視野を持ち、主体的に国際社会で活躍できる生徒の育成に取り組んでいる。平成10年に国際コミュニケーションコースを設置し、国際理解教育を推進するため、海外の姉妹校との交流等を推進するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 広島商業高等学校 〈令和6年度広島市立学校研究指定校（特色ある教育実践研究校）〉

創 立：大正10年

課 程：全日制課程

設置学科：商業科・みらい商業科

生徒数(令和6年度)：617人

〈特色〉

社会情勢を捉え、みらいを展望する商業教育を展開し、地域社会と平和に貢献するとともに、商業のスペシャリストとしてビジネス分野における新たな価値の創造に挑む人材の育成を目指す商業科の高等学校である。みらい商業科に流通マーケティング・観光ビジネス・広報プロデューサー・金融ライフデザイン・ビジネス実務・会計マネジメント・ITエンジニア・ネットビジネスの8つのコースを設定し、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てるため、模擬株式会社「広島市商ピースデパート」の開催など、特色ある取組を実践している。

➤ 広島工業高等学校

創 立：大正13年

課 程：全日制課程

設置学科：工業科・機械科、自動車科、電気科、情報電子科、建築科、環境整備科

生徒数(令和6年度)：680人

＜特色＞

個人の尊厳を重んじ、豊かな人格の完成を目指すとともに、素養に富んだ工業技術者として平和と文化の創造に寄与する人物の育成を目指す工業科の高等学校である。ものづくりのスペシャリストを育成するため、専門分野の資格取得を目指して幅広い知識と応用力を養うなど、特色ある取組を実践している。

➤ 沼田高等学校

創 立：昭和60年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース

普通科・体育コース

生徒数(令和6年度)：951人

＜特色＞

校訓「氣宇壮大」のもと、大きな夢と高い目標をもって主体的に学び続け、果敢に挑戦する生徒の育成を目標とする普通科の高等学校である。地域の活性化に貢献できるトップアスリート及び優秀な指導者を育成するため、平成2年に「体育コース」を設置し、平成26年には、体育コースの寄宿舎を建設している。生徒一人一人の学力の伸長を図るため、習熟度別少人数指導の実施や国公立大学の進学を目指す「フロンティアクラス」を設置するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 美鈴が丘高等学校 〈新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）〉

創 立：昭和63年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科

生徒数(令和6年度)：698人

＜特色＞

校訓「道取 友愛 節度」のもと、高い志を持ち、変化の激しい社会において、自らの未来を切り拓き、「地域共生社会」の担い手となる人材を育成することを目標とする普通科の高等学校である。思考力・判断力・表現力の育成を図るため、実験や体験を重視した実践的授業、総合的な探究の時間を中核とした探究的学習、海外の高等学校継続的交流など、特色ある取組を実践している。

➤ 広島みらい創生高等学校

創 立：平成29年

課 程：フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程）

フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程）

設置学科：キャリアデザイン科（総合学科）

生徒数(令和6年度)：平日登校コース781人 通信教育コース1,241人

＜特色＞

従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われず、生徒の多様なニーズに応じて、午前、午後、夜間の幅広い時間帯の授業や通信教育の中から自由に教科・科目を選択できる定時制課程と通信制課程を併置した単位制の高等学校である。少人数指導や習熟度別指導を導入し、個に応じたきめ細かな指導を行うことで、基礎的な学力を身に付けさせたり、ソーシャルスキルトレーニングなどの取組を行うことで、コミュニケーション能力を身に付けさせたりするなど、特色ある取組を実践している。

5 中等教育学校教育

本市では、中等教育の一層の多様化を図るため、平成15年4月に安佐北高等学校内に安佐北中学校を新設し、併設型中学校・高等学校として、生徒一人一人の個性を重視した教育を推進してきた。

こうした教育の成果等を踏まえ、中高一貫教育のより一層の充実を図るため、従前の併設型中学校・高等学校から、一つの学校として、6年間一貫した教育計画に基づく特色ある教育活動を継続的に行うことができる中等教育学校へ移行することとし、平成26年4月に広島中等教育学校を開校した。

広島中等教育学校は、新たな時代を見据えた特色ある学校づくりを積極的に推進するとともに、多様な教育の提供を目指す。

➤ 広島中等教育学校 〈令和6年度広島市立学校研究指定校（中等教育学校英語教育研究校）〉

創 立：平成26年

課 程：（後期課程）全日制課程

学 科：（後期課程）普通科

生徒数(令和6年度)：687人

＜特色＞

6年間の特色ある一貫教育の中で、高い志を持ち、品格を備えた、グローバル人材の育成を目指す中等教育学校である。多様な考え方を調整し、集団をまとめるリーダーシップ、伝統文化を継承する日本人としての確固たるアイデンティティ、知識基盤社会に生きる知的探究能力、異なる言語を通じて関係を構築するコミュニケーション力を備えた生徒を育成するため、発達段階に応じた探究学習、特色ある英語教育等の特色ある取組を実践している。

6 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の種類や程度に応じて、特別な配慮のもとにきめ細かな教育を行うため、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における教育、あるいは通級による指導を行うとともに、通常の学級等に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対しても個に応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

➤ 特別支援学校における教育

特別支援学校は、障害が比較的重い幼児児童生徒のために、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害種別に応じて、小学校、中学校、高等学校に対応して、小学部、中学部、高等部がある。また、幼稚部を設置している学校もある。

また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、教員が家庭や施設、病院などを訪問して指導する訪問教育を行っている。

特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うことをねらいとして特別支援学校のそれぞれの専門性に基づき、一人一人の障害の状態等に応じて様々な工夫や配慮のもとに、きめ細かな教育を行っている。

➤ 特別支援学級における教育

特別支援学級は、特別支援学校に比べ障害の程度が軽いが、通常の学級における指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級であり、小・中学校に知的障害、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級が設置されている。

これらの学級では、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われているが、児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成し、個々に具体的な目標を設定し、個に応じた内容で、きめ細かな配慮のもと指導を行っている。

➤ 通級による指導

通級による指導は、小・中学校の通常の学級、高等学校に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うものである。通級による指導の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視などである。

➤ 通常の学級における特別な教育的支援

小・中学校の通常の学級、幼稚園、高等学校及び中等教育学校の中には、発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍していることもある。

これらの幼児児童生徒に対する指導の充実を図るため、園、学校の支援体制の確立に努めている。

➤ 障害のあるこどもについての就学・教育相談

障害のある幼児児童生徒の就学や教育上の諸課題についての相談を青少年総合相談センターと青少年総合相談センター（分室）で行う。

【障害のあるこどもについての就学・教育相談】

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件 数	3,581	3,789	3,925	4,522	4,211	4,495	4,518	5,030	4,631	5,030	5,427	5,482

7 進路指導

- ・ 学校の教育活動全体を通して、一人一人の生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、中学校・高等学校でそれぞれ3か年を展望した系統的・計画的な指導計画を作成し、適切な指導・援助を行う。
- ・ 生徒自身による進路情報の選択・収集や進路相談などを通じて、進路適性の吟味等についての自己理解を深めさせ、生徒自らが望ましい勤労観、職業観と生きる目標を確立し、主体的に進路の選択・決定や自己実現が図れるよう進路指導の充実に努める。
- ・ 進路指導は、学校教育活動全体を通して推進するものであるが、特に学級指導においては、教員と生徒、生徒相互の温かい人間関係を基盤とし、適切な資料や事例を整え、生徒が主体的に進路を選択することができるよう指導法の改善に努める。
- ・ 幼・小・中・高等学校及び保護者、地域社会、関係諸機関との連携を図り、発達段階に応じたキャリア教育の推進に努める。

8 国際理解教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要である。

初等中等教育段階において、全てのこどもたちが、「異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力」、「自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立」、「自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力」を身に付けることを基盤として、国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成することをねらいとする。

9 環境教育

環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境との関わりについての総合的な理解と認識の上にとって、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成する。

- ・ 学校における環境教育は、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等と相互の関連を図りながら教育活動全体を通じて行うものとする。
- ・ 幼児児童生徒の発達段階や地域の自然・社会環境の実態に応じた指導の工夫を行い、環境の改善や保全、創造に主体的に働き掛ける態度や、参加のための行動力の育成を図る。

10 情報教育

- ・ 児童生徒が、予測困難な未来社会を自律的に生き、知識基盤社会に適切に対応できるよう、学習の基盤となる情報活用能力を育成する。
- ・ 情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けることができるようにする。
- ・ 様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- ・ 情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を養う。
- ・ 各学習場面においてICTを効果的に活用することにより、個別最適化された学びや協働的な学びの一体的な充実による授業改善を図り、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、豊かで深い学びを推進する。

11 学校図書館教育

- ・ 学校図書館教育について、教職員の共通理解を図り、読書活動の全体計画・年間指導計画を作成し、積極的・計画的な図書館利用を進める。
- ・ 児童生徒の発達段階や学習内容を考慮し、必要な図書や資料の整備など学校図書館機能の充実に努め、教育活動の効果的な展開を図る。
- ・ 原則2中学校区に1名の学校司書を配置し、担当する小・中学校を定期的・計画的に巡回する。

12 文化芸術活動の充実

➤ 文化の祭典

学校における文化芸術活動の成果を発表する「文化の祭典」を開催することにより、国際平和文化都市にふさわしい文化芸術活動を振興し、児童生徒の健全育成を図る。

【令和6年度の実施状況】

① 小学校の部

開催日：令和6年12月7日（土）～12月19日（木）

場 所：JMSアステールプラザ、広島文化学園HBGホール

内 容：授業等の成果の公開

② 中学校の部

開催日：令和6年10月5日（土）～11月4日（月）

場 所：JMSアステールプラザ、祇園公民館

内 容：各部活動や授業等の成果の公開

③ 高等学校の部

開催日：令和7年1月30日（木）～2月2日（日）

場 所：JMSアステールプラザ

内 容：各部活動や授業等の成果の公開

➤ 小学校文化活動助成

本市の文化活動の活性化と質的向上を図るため、中国地区以上の区域を単位とする大会に、学校教育の一環として参加する文化部に補助金の交付を行う。

➤ 中学校文化活動助成

本市の文化活動の活性化と質的向上を図るため、中国地区以上の区域を単位とする大会に、学校教育の一環として参加する文化部に補助金の交付を行う。

➤ 部活動指導員配置促進事業

部活動の質的な向上及び部活動を担当する教員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校の運動部や文化部等に、専門性が高く、学校教育に関する理解を有している部活動指導員を配置する。

13 道徳教育

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

- ・ 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行い、「特別の教科 道徳」をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導に努める。
- ・ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する。
- ・ 校長を中心とした全教師の指導・協力体制を確立するとともに、道徳教育の目標と学校教育目標との関連の明確化を図り、あわせて道徳教育の全体計画及び「特別の教科 道徳」の年間指導計画の工夫改善に努める。

14 人権教育

児童生徒の発達段階に応じ、それぞれの学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を進め、互いの人権を尊重し、「共に生きる社会」の形成に向けて行動する児童生徒を育成する。

その際、人権尊重の精神の育成、学力の向上をめざした基礎・基本の習得、自尊感情の育成の三点を重視し、以下により指導の充実を図る。

また、人権教育を進めるに当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保することにも留意する。

- ・ 人権教育の指導内容や方法等の改善及び研修や相談体制の充実を図る。
- ・ ボランティア活動や自然とふれあう活動、高齢者や障害者等との交流活動などの多様な体験活動の機会の充実を図る。

15 平和教育

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。

- ・ 本市が、人類として最初に原爆の惨禍を体験した事実を理解し、その事実をもとに考えたことを継承・発信するとともに、ヒロシマの使命と責務を自覚し、平和を希求する心情と意欲を養う。
- ・ 生命の尊さと人間の尊厳を理解させ、人間尊重の精神を日常生活の中に生かし、進んで平和的な国際社会に貢献するための基盤としての道徳性を養う。
- ・ 基本的人権と社会生活についての理解や認識を深め、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・

第2章 学校教育

社会の形成者として必要な資質を養う。

- 望ましい集団活動を通して、連帯意識を深め、他の成員と協力して平和的な国際社会を実現していく自主的、実践的な態度を養う。
- 世界平和を実現し、人類の福祉を増進するためには、各国が相互の主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させ、国際理解・国際協調の精神を養う。
- 発達段階に即して、各種の資料を活用し、戦争や原爆についての科学的な理解を深め、公正な判断力を培うとともに、学習した内容を適切に表現し、進んで世界平和の実現に貢献しようとする能力と態度を養う。

II 学校保健・体育

1 体育・スポーツ活動の充実

(1) 各種講習会・研修会の開催

➤ 体力づくり講演会

- ① 実施時期 令和7年1月20日(月)
- ② 開催場所 広島市教育センター
- ③ 対象 小・中・高・中等教育・特別支援学校教員
- ④ 目的 学校における体力向上の取組の充実向上を図る。

(2) 記録会、体育大会等の開催

➤ 第64回 広島市小学校児童水泳記録会

- ① 開催日 令和6年8月3日(土)
- ② 開催会場 総合屋内プール(ひろしんビッグウェーブ)
- ③ 対象 市内の小学校5・6年生
- ④ 内容 水泳競技(3種目)の記録会

➤ 第60回 広島市小学校児童陸上記録会

- ① 開催日 令和6年10月19日(土) ※天候不良のため中止
- ② 開催会場 ホットスタッフフィールド広島
- ③ 対象 市内の小学校5・6年生
- ④ 内容 陸上競技(6種目)の記録会

➤ 令和6年度 広島市中学校選手権大会

- ① 開催期間 令和6年4月20日(土)～令和6年6月23日(日)
- ② 開催会場 ホットスタッフフィールド広島ほか
- ③ 対象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の生徒
- ④ 内容 陸上競技ほか14種目の競技会

➤ 令和6年度 広島市中学校新人体育大会

- ① 開催期間 令和6年9月7日(土)～令和7年1月18日(土)
- ② 開催場所 ホットスタッフフィールド広島ほか
- ③ 対象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の1・2年生
- ④ 内容 陸上競技ほか14種目の競技会

第2章 学校教育

(3) 運動部活動の充実

➤ 部活動指導員配置促進事業

部活動の質的な向上及び部活動を担当する教員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校の運動部や文化部等に、専門性が高く、学校教育に関する理解を有している部活動指導員を配置する。

(4) 野外活動の充実

① 基本方針

野外活動は、教育課程上、学校行事に位置付けられる教育活動であり、実施に当たっては、学習指導要領にのっとり、自然や文化に親しむなど望ましい体験を積むことができるようにする。

② 実施学年

原則として小学校は5年生、中・高等学校は1年生

③ 日数

3泊4日以内

(5) 体育科・保健体育科の授業の充実

➤ D○スポーツ指導者招へい事業

① 目的

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校にプロのスポーツ選手や競技経験者等を招き、運動やスポーツに興味・関心を持たせる直接指導を受けることにより体力の向上や競技力の向上を図り、生涯にわたって運動を実践していくための基礎を培う。

② 対象

市立小学校、市立中学校、広島特別支援学校小学部
沼田高等学校・普通科体育コース

③ 招へい数

小学校（81校）
沼田高等学校・普通科体育コース 年間 105時間

④ 指導者

プロのスポーツ選手や競技経験者

2 保健・安全教育の充実

(1) 各種研修会の開催

➤ 学校保健研修（第1日）

【説明】「学習指導要領に基づく性に関する指導について」

担当：健康教育課 指導主事

【講演】『性的マイノリティ』に係る児童生徒等への学校における対応について」

講師：国立大学法人 岡山大学大学院保健学研究科 教授 中塚 幹也

① 開催日 令和6年7月5日（金）

第2章 学校教育

- ② 開催場所 市役所2階講堂
- ③ 対 象 市立学校の養護教諭、幼稚園の保健担当者

➤ 学校保健研修（第2日）

【講演】「学校における救急処理について」

講師：県立広島病院救急科 主任部長 世良 俊樹

【講演】「学校における糖尿病をもつ児童生徒への対応」

講師：県立広島病院小児科 主任部長 神野 和彦

- ① 開催日 令和6年9月13日（金）
- ② 開催場所 市役所2階講堂
- ③ 対 象 市立学校の養護教諭、幼稚園の保健担当者

➤ 学校保健研修（第3日）

【講演】「薬物乱用に関する最近の話題と薬物乱用防止教育の進め方」

講師：横浜薬科大学薬学部臨床薬学科 レギュラトリーサイエンス研究室
教授 小出 彰宏

- ① 開催日 令和7年1月24日（金）
- ② 開催場所 市役所2階講堂
- ③ 対 象 市立学校の養護教諭

➤ 新規採用養護教諭研修

新任養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を習得させる。

- ① 実施時期 実施計画に基づいて令和6年度中に実施
- ② 開催場所 市教育センター ほか
- ③ 対 象 市立学校の新規採用養護教諭

➤ 中堅養護教諭資質向上研修

養護教諭等として在職期間が10年に達した者に対して、個々の能力、適性等に応じて研修を実施し、養護教諭としての専門的知識・技術を高めるとともに、その資質の向上を図る。

- ① 実施時期 実施計画に基づいて令和6年度中に実施
- ② 開催場所 市教育センター ほか
- ③ 対 象 養護教諭等として在職期間が10年に達した者

➤ こどもの安全に係る研修

不審者対応や事故対応等のポイントを学び、学校安全体制の推進を図るための必要な力量を高める。

- ① 開催日 令和6年5月31日（金）
- ② 開催場所 広島平和記念資料館東館地下1階 メモリアルホール

第2章 学校教育

③ 対 象 全園長及び全学校長

➤ 学校安全担当者研修

発達段階を踏まえた安全教育の在り方、学校安全の3つの領域（生活安全、交通安全、災害安全）に関する基礎知識及び事前の安全管理等について学び、安全教育の推進に係る必要な力量を高める。

① 開催日 令和6年7月30日（火）・31日（水）

② 開催場所 広島市東区地域福祉センター 大会議室

③ 対 象 幼稚園・学校の安全担当者

(2) 保健・安全対策の充実

➤ 学校安全

各学校で、年間の学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全に関する安全管理、安全教育、組織活動）を作成し、組織的、計画的に学校安全活動を実施している。

➤ 学校保健

各学校で、児童生徒や教職員の健康の保持増進を図ることを目的として、年間の学校保健計画（保健管理、保健教育、組織活動等）を作成し、組織的、計画的に学校保健活動を実施している。

➤ 保健・安全教育

各学校で、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう、教科及び特別活動などにおいて、歯・口の健康づくり、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、安全教育などを計画的に実施している。

(3) 安全点検、環境衛生検査等の徹底

➤ 安全点検

各学校で、広島市立学校安全点検実施要領に基づき、学校の施設、設備の安全点検を行うことにより、安全管理の徹底に努めている。

➤ 学校環境衛生検査

各学校では、学校保健安全法及び「学校環境衛生管理マニュアル（平成30年度改訂版）」（文部科学省）に基づき、学校薬剤師の協力のもと、環境衛生検査を実施し、学校の環境衛生の保持に努めている。

Ⅲ いじめ・不登校問題への対応

1 不登校児童生徒数・いじめの認知件数

【市立学校における不登校児童生徒数（30日以上）】

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人数	1,019	1,034	1,006	998	1,189	1,417	1,907	2,162	2,755	3,489	3,857

※小・中学校・高等学校・中等教育学校の人数

【市立学校におけるいじめの認知件数】

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	262	679	576	1,029	2,087	4,459	4,725	3,620	3,751	3,927	3,924

※小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の件数

<参考>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条（平成25年9月28日施行））

2 いじめに関する総合対策

平成30年12月に示された「広島市いじめ防止対策推進審議会」の答申を踏まえ、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持して、児童生徒の変化に気付くことができるよう個々の教職員の感度を高め、「いじめ見逃しゼロ」を目指すとともに、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「認知したいじめへの適切な対応」、「情報引継ぎの強化」、「教職員の資質能力の向上」、「関係機関との連携」の6つの柱の取組を着実に進める。

➤ いじめの未然防止

① 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

- ・ 「特別の教科 道徳」を含む各教科や特別活動などの時間の学習を通して、自他の生命を尊重する態度や思いやりの心を育成する。

② 自ら善悪を判断し行動する力の育成

- ・ いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒が日常の問題を解決する主体的な児童会、生徒会活動の充実を図る。
- ・ 総合的な学習や特別活動などを通して、児童生徒の対人関係を円滑にするためのスキル教育の実施によるコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

③ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成

- ・ 家庭、地域と学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめ防止に向けた市民参加の取組を促進することにより、「いじめを生まない支持的風土」を醸成する。

➤ いじめの早期発見

④ 早期発見・早期対応の強化

- ・ 早期発見・早期対応に向け、各学校における生徒指導体制を強化する。
- ・ 早期発見のために、市ホームページ上に「こどものいじめ」に関する情報提供窓口を設置する。
- ・ 近年深刻化しているインターネット上のいじめの発見に向けた体制を整備する。

➤ 認知したいじめへの適切な対応

⑤ 専門家や関係機関との連携

- ・ 全ての市立学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者へのカウンセリングや教職員への助言を行う。
- ・ 拠点校に、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭・地域といった児童生徒を取り巻く環境に働きかけるなどの支援を行う。
- ・ 各学校に元警察官である生徒指導支援員や生徒指導アドバイザーを派遣し、学校が関係機関と連携する際の支援や助言を行う。

➤ 情報引継ぎの強化

⑥ 組織的な情報の記録、共有及び引継ぎ

- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、個々の実態や行ってきた支援とその成果等を引継ぎシートなどにまとめ、確実に引き継ぐ。

➤ 教職員の資質能力の向上

⑦ 研修による教職員の資質能力の向上

- ・ 経験年数や職責に応じた体系的な研修の実施等を通じて、教職員の資質能力の向上を図る。

➤ 関係機関との連携

⑧ いじめ防止等に関する機関及び団体の連携の強化

- ・ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携を強化する。
- ・ 「少年サポートセンターひろしま」や「児童相談所」と情報交換や対応方針などの協議を行い児童生徒及び保護者への支援の在り方等について連携を図る。
- ・ 本市に所在する小学校、中学校及び高等学校と各警察署で構成する「広島市ブロック学校警察連絡協議会」を開催し、いじめ等の問題行動の未然防止を図る。

3 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施

- ・ 不登校・不登校傾向の児童生徒への早期対応に努めるとともに、いじめ等に関する緊急的な対応を行うなど、児童生徒の個々の状態に応じたより一層きめ細やかな支援を実施する。
- ・ ふれあいひろば推進員が、校内において、担任等と連携しながら、不登校・不登校傾向の児童生徒に対して、相談活動等の支援を行うとともに、児童生徒の家庭を訪問し、児童生徒や保護者の相談に応じる。

(2) 「ふれあい教室」の運営

不登校児童生徒の社会的自立を目的として、市内5か所で運営している。

名 称	場 所
ふれあい教室 ・ 中	市 役 所 北 庁 舎 別 館 内
ふれあい教室 ・ 北	安佐北区総合福祉センター内
ふれあい教室 ・ 西	佐 伯 区 役 所 内
ふれあい教室 ・ 東	こども療育センター愛育園内
ふれあい教室・安佐南	安佐南区役所祇園出張所内

(3) 学校問題解決支援事業の実施

生徒指導支援員を学校に派遣し、問題行動等を起こす児童生徒や学校への支援を実施する。

IV 学校給食

(1) 学校給食の意義・役割

① 意義（学校給食法第1条）

児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

② 目標（学校給食法第2条）

- ・ 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- ・ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- ・ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- ・ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- ・ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- ・ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- ・ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

(2) 学校給食の実施状況

小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校の計 205 校において、次のいずれかの方式により完全給食を実施している（令和6年9月1日時点）。

※ 完全給食：給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずの給食

① 自校調理方式（小学校 117 校、中学校 16 校、特別支援学校 1 校）

学校の調理施設において調理した給食を、児童生徒全員に提供する方式
（近隣又は隣接する学校の調理施設において調理する親子方式の学校を含む。）

② センター方式（小学校 23 校、中学校 37 校）

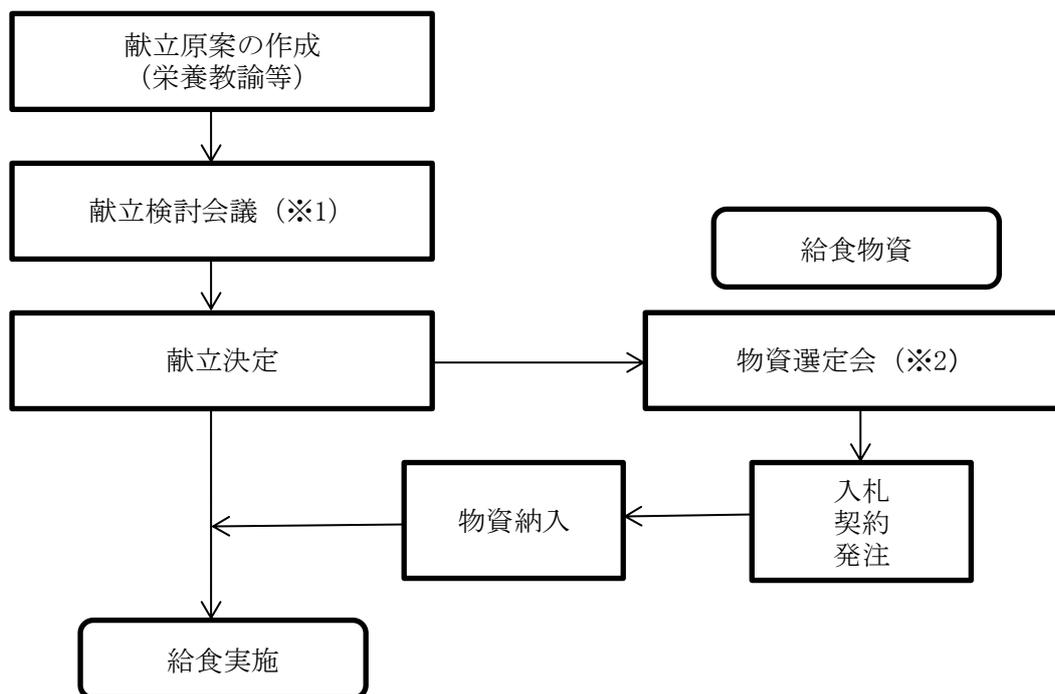
地域の学校給食センター等で複数校分をまとめて調理した給食を、各学校に配送して児童生徒全員に提供する方式

③ 選択制のデリバリー方式（中学校 10 校、中等教育学校 1 校）

民間調理施設で調理したものをランチボックスで提供する給食と、家庭から持参する弁当を選択する方式

第2章 学校教育

(3) 学校給食が実施されるまで



※1 献立検討会議

自校調理給食、センター給食の献立別に設置した検討会議を各年3回開催し、栄養教諭等が作成した献立原案について、栄養面、衛生面、調理作業面、食育面などの観点から意見を徴取している。

様々な視点の意見を徴取するため、学校長、給食担当教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員、学校給食センター職員、調理委託業者、PTA役員、一般財団法人広島市学校給食会職員で検討会議を構成している。

※2 物資選定会

一般財団法人広島市学校給食会では、毎月物資選定会を開催し、事前に適正な業者として登録を受けた納入業者から提出された品物を、「学校給食用食品の規格・品質」に合致しているか審査している。

(4) 学校給食費

学校給食に係る経費のうち、本市が調理に伴う人件費や光熱水費、施設整備費、食器などの消耗品費等を負担し、残る食材料費を学校給食費として保護者の負担としている。

【令和6年度の1食当たりの学校給食費（保護者負担費用）】

小学校・特別支援学校小学部 250円

中学校・中等教育学校前期課程・特別支援学校中学部・特別支援学校高等部 300円

V 学校の管理運営

1 学校の休業日、授業料・受講料、聴講料、入学者選抜料、入学料

(1) 休業日

① 各学校共通（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 教育委員会が特にその必要を認め臨時に休業と定める日

② その他の休業日

区分	学年始休業日	夏季休業日	冬季休業日	学年末休業日	その他
幼稚園	4月1日～ 4月7日	7月20日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	園長が必要と認める日
小学校 中学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月26日～ 3月31日	—
高等学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	校長が必要と認める日
中等教育学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月26日～ 3月31日	
特別支援学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	

※ 教育上必要があると各園長・校長が認める場合、その他特別の事情があるときは、休業日を変更することがある。

(2) 授業料・受講料（高等学校等就学支援金制度の対象とならない場合等に徴収）

① 高等学校

- ・ 全日制の課程
月額：9,900円
- ・ 広島みらい創生高等学校
平日登校コース（定時制の課程） 1単位につき：1,740円
通信教育コース（通信制の課程） 1単位につき：330円

② 中等教育学校の後期課程

月額：9,900円

(3) 聴講料

高等学校の定時制の課程等の特定の科目を聴講する場合に徴収

- ・ 広島みらい創生高等学校
平日登校コース（定時制の課程） 1単位につき 1,740円
通信教育コース（通信制の課程） 1単位につき 330円

第2章 学校教育

(4) 入学者選抜料

- ① 高等学校
 - ・ 全日制の課程 2,200 円
 - ・ 広島みらい創生高等学校 950 円
- ② 中等教育学校 2,200 円

(5) 入学料

- ① 高等学校
 - ・ 全日制の課程 5,650 円
 - ・ 広島みらい創生高等学校 1,100 円
- ② 中等教育学校の後期課程 5,650 円

2 指定学校変更許可基準

学年の中途に転居の予定がある場合など、以下の「指定学校変更許可基準」に該当する場合は、指定された小・中学校の変更を許可する。

- ・ おおむね6か月以内に転居が決まっているため、あらかじめ転居予定地の指定学校への通学を希望する場合
- ・ 学年の始業の日以降に転居し、年度末まで従前の学校への通学を希望する場合
- ・ 下校後保護者が勤務等の関係で不在のため、保護者に代わって児童を保護する者（保護責任者）がいる学区の小・中学校への通学を希望する場合
- ・ 指定学校に特別支援学級が未設置のため、近隣の設置校へ通学する場合
- ・ 院内学級(※1)設置病院へ入院し、院内学級への入級が適当な場合
(※1)院内学級：一部の病院内に設置された入院中の小・中学生のための学級
- ・ 指定学校変更許可区域(※2)に居住している者で、小学校又は中学校へ新入学又は転入学の際に、許可学校への通学を希望する場合
(※2)指定学校変更許可区域：学区の境界付近で町内会活動などの理由から設けられた一部の地域
- ・ いじめ、不登校又は身体的理由等やむを得ない事情があるために教育上の配慮が必要で、指定学校以外への通学が適当な場合
- ・ 過大規模校が指定学校で、その隣接校への入学を希望する場合
- ・ 「いきいき体験オープンスクール」の決定を受けて就学を希望する場合、又は小中一貫教育校へ就学を希望する場合

VI 就学援助

経済的な理由によって就学に支障を来すことのないよう、児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な学用品などの経費について援助する。

【就学援助の受給者数等】

区 分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (予算)
受給者数	広島市立	22,873 人	20,833 人	19,674 人	21,949 人
	国立・県立・私立	377 人	357 人	361 人	366 人
	合 計	23,250 人	21,190 人	20,035 人	22,315 人
経過措置(※)対象者数		—	823 人	699 人	925 人
支給額	広島市立	18 億 2,906 万 2 千円	17 億 5,334 万 2 千円	16 億 8,024 万 7 千円	17 億 2,885 万円
	国立・県立・私立	1,507 万 1 千円	1,648 万 6 千円	1,625 万 6 千円	1,427 万 3 千円
	合 計	18 億 4,413 万 3 千円	17 億 6,982 万 8 千円 (経過措置対象者含む)	16 億 9,650 万 3 千円 (経過措置対象者含む)	17 億 4,312 万 3 千円 (経過措置対象者含む)
認定率 (広島市立)		24.5%	22.6% (経過措置対象者除く)	21.6% (経過措置対象者除く)	23.7% (経過措置対象者除く)

※ 令和4年度からの見直し後の認定基準の適用により、令和3年度に就学援助を受けていた世帯が就学援助を受けられなくなることがあった場合には、見直し前の認定基準により認定を行い、段階的に就学援助費を減額して支給している。

Ⅶ 私立学校への助成

私立学校の果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者負担の軽減等、私立学校の振興などを目的として、以下のような助成を行っている。

(1) 私立中学校

- ① 対象校 11校
- ② 対象経費
 - ・ 教材教具の購入等に要する経費
 - ・ 教職員の研修事業に要する経費

(2) 私立高等学校

- ① 対象校 21校
- ② 対象経費
 - ・ 教材教具の購入等に要する経費
 - ・ 教職員の研修事業に要する経費
 - ・ 部活動の全国、中国大会への出場における生徒引率旅費、指導者招へいに要する経費及び指導教員の研修に係る経費

(3) 外国人学校

- ① 対象校 1校
- ② 対象経費
 - ・ 教職員の研修事業に要する経費